
嵐のなかで自由を抱きしめる

「中国化」と香港の自由

倉田 徹

Kurata Toru

はじめに

2014年8月31日、2017年予定の香港行政長官普通選挙において、事実上民主派の立候補を不可能にする制度を採用すると中国政府（以下「中央政府」）による決定（「8.31決定」）が下された。9月28日、これに不満をもった若者や市民の集会が拡大し、警察はこれを催涙弾で排除しようとしたが失敗、香港の中心市街地で3ヵ所の幹線道路が占拠された。催涙弾に傘をさして抵抗する市民の姿から、メディアによって「雨傘革命」または「雨傘運動」と命名されたこの運動は79日間継続したが、中央政府は譲歩せず、最終的に運動は排除され、学生・民主派側の完敗に終わった——「雨傘運動」に関する一般的評価は、おおよそこのようなものであろう。

しかし、この評価は運動の主要な一側面とはいえ、全体像の分析としては不足と感じる。そもそも「8.31決定」撤回だけが運動の目標であったのか。10月16、17日に香港紙『明報』が運動参加者に尋ねた調査では、この時点ですでに政府が譲歩することに悲観的と答えた者が69.1%に達していた^①。最初の半月の時点で、多くの参加者は成果を得られない可能性を認識していたのである。それでは、なぜ運動はその後も延々と続けられたのか。

植民地支配から中国の主権下への歴史をたどった香港では、真に民主的な政治体制が採用されたことは一度もない。しかし、香港市民はその条件の下、独特の政治「参加」を実践してきた。社会学者の呂大樂は、民主的選挙や政権交代がない前提の下では、政治は主として世論・民意の争奪戦であり、市民の耳目を集め、説得・集団行動・ゲーム・交渉などを経て政府から譲歩と妥協を引き出す「圧力の政治」となると指摘する。圧力をかけた結果として得られる成果には、最善から次善、その次というような段階が存在するが、当事者は交渉終結まで目標を明らかにしない。呂大樂によれば、結果的に「雨傘運動」へと変容した、2013年初から計画されていた「セントラル占拠運動」もこのような「圧力の政治」であったが、北京は最初から交渉しない態度で「決定」を下したという^②。そうであるならば、「雨傘運動」にも「8.31決定」撤回という「掛け値」のほかに、より現実的な目標があったのではないか。

ここで筆者が目にするのは、運動のスローガンに「自由」という語が多く出現したことである。1990年代の人気歌手であるBeyondのヒット曲の歌詞から採用した「風雨中抱緊自由（嵐のなかで自由を抱きしめる）」などの言葉が多く使われ、歌われた。2014年は2月に『明報』

前編集長襲撃事件があり、6月に中央政府が香港に対して「全面的統治権」をもつと主張する「一国二制度の香港での実践白書」の発表があり、そして「8.31決定」があり、9.28の催涙弾攻撃があった。自由が風雨にさらされているという危機感から、現在もてる自由を「行使」して脅威に対抗しようとする意識が、運動の原動力であったのではないか。9月28日の催涙弾と衝突が終わった後、長期占拠の現場の情景は、多くの目撃者が「緑日」「学園祭」「歩行者天国」などとも表現した、自由で開放的なコミュニティーの出現であった。その現場では、自由を行使する者たちには、「市民の多くが道路占拠に反対している」という「民主」的な多数決の論理は、むしろ無視されたのである。

歴史的にさまざまな意味で「自由都市」であった香港が、近年「新公民運動」への弾圧にみられるように、自由な市民社会に特に警戒を強めている中国の主権下に入ったことは、香港にどのような変化を強いているのか。本稿では、民主化要求という角度から語られがちな「雨傘運動」について、香港の自由と、それに対する「中国化」の影響に焦点を当てて、少し長い時間軸をとって分析したい。

1 香港の政治的自由

(1) 民主はないが、自由はある政治体制

香港の政治体制の最も顕著な特徴は、「民主はないが、自由はある」ことである。米非政府組織（NGO）フリーダム・ハウスの「世界の自由調査」では、世界の国と地域の政治体制を分析・評価して、「自由（Free）」、「部分的自由（Partly Free）」、「自由でない（Not Free）」の3段階に分類している。「自由」に属するのは、西欧・北米諸国の大半と、日本・韓国・台湾などであり、「自由でない」は中国やロシアなどに対する評価である。香港の評価は1980年以来一貫して「部分的自由」であるが、さらに細かくみると香港には際立った特徴が存在する。この調査では、指標を大きく「政治的権利（Political Rights）」と「市民的自由（Civil Liberties）」の2つのカテゴリーに分類する。「政治的権利」は、公平で公正な選挙の手続き・政治的多様性の許容と参加およびそれを保証する政府の機能という、主として参政権（あるいは狭義の「民主」）に関連する内容であり、「市民的自由」は表現と信念の自由・集会と結社の権利・法の支配・個人の自律と個人の権利といった内容である。調査ではそれぞれについて1点が最良、7点が最悪という点数評価を行なっているが、最新の2015年版の調査では、香港はこのうち「政治的権利」で5点と低い評価であったのに対し、「市民的自由」は2点と、台湾・韓国とも同等の、ほぼ先進民主主義国水準の自由を備えると評価された。同調査で「政治的権利」と「市民的自由」に3点の差が開いたのは、世界中で香港とブルキナファソ（政治的権利6点、市民的自由3点）のみである⁽³⁾。

「雨傘運動」の際に多く紹介されたように、香港の政治体制は非民主的であるが、社会には幅広い自由が認められている。中国大陸では発刊できない禁書や新聞・雑誌は幅広く流通し、中国政府からは「邪教」として取り締まられている「法輪功」や、中央政府に反抗的な民主派も、街頭で合法的に活動する。政党や団体の結成も自由であり、ネットも大陸で接続不能の多くのサイトを問題なく閲覧できる。香港の政治体制は「半民主」体制とも称される

が、単に「部分的自由」というより、政治参加を大きく制限する一方、社会は自由という、非常にアンバランスな体制と理解するべきである。

(2) 自由の起源：植民地期の体制

このような政治体制は、返還以前の植民地期からの特徴である。関信基は、民主化以前の香港は、ロバート・ダールが挙げた民主主義に不可欠の8つの条件、すなわち、①組織を形成し、参加する自由、②表現の自由、③投票の権利、④公職への被選出権、⑤政治指導者が、民衆の支持を求めて競争する権利、⑥多様な情報源、⑦自由かつ公正な選挙、⑧政府の政策を、投票あるいはその他の要求の表現に基づかせる諸制度⁽⁴⁾のうち、①②⑥を備えていたと指摘する⁽⁵⁾。植民地型の独裁で、参政権を厳しく限定する体制の下でも、香港は毛沢東時代の中国大陸や、蒋介石時代の台湾よりも自由であったことは疑いない。

なぜ香港社会は自由を維持できたのか。その要因は、第1に、為政者の権力が事実上縛られていたことである。香港総督の制度上の権限はきわめて大きかったが、実際には一方でロンドンの監視と統制を受け、一方で地元の官吏や有力者の抵抗も受けた。他方、遠隔地ロンドンの植民地省と外務省は香港をよく理解していなかったため、歴代総督は、総督が委任した香港の民間人議員と同盟して、ロンドンの知識のなさに対抗した⁽⁶⁾。すなわち、一方で香港総督に政策執行の独裁的権力がなく、他方のロンドンにも対香港政策を自由に操る能力がなかったのである。さらに、潜在的な主権者として外から香港を監視していた北京の存在も、植民地当局の政策実行の幅を限定した。

第2に、社会に対する植民地当局の放任である。植民地期の香港は圧倒的多数の中国系の住民を外來政権が支配する体制であった。当局は自らの機能を制限し、華人社会への干渉を避け、華人社会の政治化を避けることで、支配者としての地位を保とうとした。作家の邱永漢はこのような政治・社会の関係を、イギリス人が香港で「自国の風俗習慣を持ち込んで被統治者に強制するようなやり方はしな」かった一方、香港の中国人は「イギリス人に現に統治されていても自分ら独自の社会を築いて統治者とは隔絶した生活圏を形成してい」て、「イギリス人となるべくかわりあうことを避け、その存在を無視した」と説明する⁽⁷⁾。異民族支配のゆえに、逆説的ながら、香港の華人社会は自由な状況に置かれたのである。

このように、植民地期の香港社会は、香港政庁、英本国政府、北京政府という巨大な権力に影響されつつも、それらの政府が相互に牽制し合うなか、いずれの政府とも物理的にも文化的にも一定の距離を保った状態に置かれ、家族の互助や宗教・慈善団体の福祉など、自律性も備えた独自の市民社会を構築していったのである。

2 返還後の変化

(1) 権力構造の変化

1997年の返還後、植民地香港政庁の総督の地位は、行政長官がほぼ引き継いだ。「一国二制度」は現状維持を旨とし、返還に伴う政治体制の変動は最小限にとどめられたが、返還と植民地統治の終結により、各アクターの力関係には大きな変化が生じた。総合的にみて、北京の中央政府にかかる権力の歯止めは、植民地期のロンドンに対するものよりもはるかに小

さくなっている。

まず、外部からの監視である。返還以前、仮に香港に混乱などが生じた場合には、中国はいつでも香港を「回収」する意思を示していた。軍事的にはもはや劣勢となっていた第2次世界大戦後のイギリスは、常に中国に配慮することを求められた。しかし、返還後の中国による香港統治に対し、同様の圧力や監視を課すことのできる存在はない。

次に、地方政府としての香港政府の北京に対する抵抗力である。北京は地理的にも文化的にも、ロンドンよりもはるかに香港に近い。加えて、香港政庁を引き継いだ香港特別行政区政府は弱体であった。行政長官は強力な「行政主導」の政府運営を行なうことが期待されていたが、制限選挙で選出され、政党への所属も許されない行政長官は、普通選挙も含む各種の選挙で選出され、「民意代表」を自任する立法會議員から協力を得ることに苦勞した。さらに不運なことに、返還直後から香港はアジア金融危機に見舞われ、失業と不景気に苦しむ市民から遠慮のない批判を浴びせられた。特に重症急性呼吸器症候群（SARS）の流行で大不況に陥っていた2003年7月1日には、「国家安全条例」に反対する「50万人デモ」が発生し、董建華行政長官の辞任要求が叫ばれた⁽⁸⁾。ここに至り中央政府は香港への関与を強め、大陸から香港への個人観光旅行の漸次解禁や、香港の金融機関の人民元業務解禁などを柱とする、経済面での「中港融合」政策を加速させた。香港中文大学副教授の馬嶽は、返還後の香港では政治経済のエリートは中央政府の力があって初めて行政長官に服従するのであり、行政長官には香港内部の政治的矛盾を解決する能力がなく、中央政府の介入がなければ行政長官は統治ができないと指摘する⁽⁹⁾。

第3に、香港社会と政府の距離である。相互に「無視」していた香港社会と政府であったが、1980年代以降の民主化により、立法會議員の半数、区議會議員の全員が普通選挙で選出される現在、政府は社会の支持を必要とする。中央政府は返還前から主に香港財界に対し統一戦線工作を実施した⁽¹⁰⁾。また、民主派の政党結成に対抗して左派系政党「民主建港連盟（民建連）」が1992年に結成された。民建連は2015年2月までには党員数2万7117人、立法會議員13人、区議會議員132人⁽¹¹⁾という香港最大の政党に成長した。このほかの親政府派政党はいずれも、中央政府の香港出先機関である中央政府駐香港連絡弁公室（中連弁）と密に連絡を保っており、中連弁は選挙の際には候補者が乱立して民主派を利することがないように、各党派間の調整を行なう。選挙には会員数39万人を超える⁽¹²⁾左派系労組「香港工会联合会（工連会）」をはじめとする組織動員がかけられ、選挙活動や候補者間の票の配分に威力を発揮する。2014年8月17日には、左派系の同郷会組織などが大規模動員を行ない、民主派の「セントラル占拠運動」に反対するデモを発動し、警察発表で11万人以上が参加した。

このように、返還後中央政府は、外国政府および香港の地元政府との力関係において優位に立ち、また民主化の進展に伴い、香港社会の領域への影響力を強めることになったのである。

(2) 政策環境の変化

上記のような政治体制の構造の変化に加え、中央政府が対香港政策を決定する環境も、漸進的ながら決定的な変化を遂げた。

第1が経済面での変化である。香港の国民総所得（GNI）が中国のGNIに占める割合は、返還交渉開始時期の1980年代初頭には10%以上に達し、ピークの1993年には2割を超えた。しかし、その後比率は下降の一途をたどり、2013年には3%を切った。中国に対する香港の相対的な重要性は低下し、香港経済が中国の近代化を支えるとの想定は見直しを迫られた。

第2が台湾との関係である。当初台湾を統一するための政策として構想された「一国二制度」は香港に先に適用されることとなり、香港は台湾に「モデル効果」を発揮することが期待された。しかし、「一国二制度」での大陸との統一は、台湾でほとんど顧みられなかった⁽¹³⁾。それどころか、2000年3月に総統に当選した民進党の陳水扁は香港の民主主義のなさをネガティブ・キャンペーンに使うなど、「一国二制度」はむしろ台湾にとって反面教師とされたのである。このように、返還後の経済・政治情勢は、いずれも「一国二制度」方式の存在理由に疑問を投げかける事態を招いた。それに伴い、むしろ中央政府にとって「一国二制度」のマイナス面が浮上してきた。

中央政府にとって最大のデメリットは「国家の安全」に対する脅威であろう。1989年の天安門事件の際に香港民主派が大規模な民主化運動支援の活動を行なって以来、北京はこれを共産党政権、すなわち国家の安全への脅威とみなす傾向を強めた。1990年に制定された香港基本法の第23条では「香港特別行政区は、反逆・国家分裂・反乱扇動・中央人民政府転覆・国家機密窃取のいかなる行為をも禁止し、外国の政治的組織または団体の香港特別行政区における政治活動を禁止し、香港特別行政区の政治的組織または団体の、外国の政治的組織または団体との関係樹立を禁止する法律を自ら制定しなければならない」とされている。2012年11月8日、胡錦濤総書記は中国共産党第18期全国代表大会（党大会）の政治報告で「中央政府が香港・マカオに対して行なう政策方針の根本的趣旨は、国家の主権・安全・発展の利益を守り、香港とマカオの長期の繁栄と安定を守ることである」と述べ、経済よりも主権や安全を優先させる意思を示した。

加えて、大陸と香港の感情的対立が、中央政府の香港「優遇」を難しくしているという問題もある。「50万人デモ」後の「中港融合」政策は香港経済の回復に大いに貢献し、いったんは香港市民の中央政府に対する感情も好転した。しかしその後、政策の副作用が浮上した。特に大きな問題は不動産価格の暴騰であった⁽¹⁴⁾。大陸の富裕層の購入がその原因とみなされ、富裕層が資産を増やす一方、若者や貧困層は住宅難に苦しんだ。香港政府は香港市民以外の取引への印紙税増税などの対策に追われた。また、観光客の激増も社会問題化した。大陸から香港への訪問客数は、人口700万人あまりの香港で、今年年間4000万人を超えている。彼らの買い占めとマナー問題、妊婦の香港での出産などが香港市民の生活に支障を来したことはよく報じられるところである。2015年2月の香港中文大学の調査では、「もし大陸からの個人旅行の規制が香港の小売り・観光等の関係業界に悪影響を与えたとしたら、それでもあなたは個人旅行の規制強化に賛成ですか」との問いに、59.8%が賛成と回答している⁽¹⁵⁾。

これは大陸の住民からみれば、香港経済に貢献しているにもかかわらず、歓迎されないという不愉快な状況である。大陸と香港の市民レベルの感情的対立の象徴的な事件が、2012年1月に発生した。飲食禁止である香港の鉄道車内で、飲食していた大陸人児童を叱責した香

港人乗客が、この児童の母親と論争となった。この場面が他の乗客によって撮影され、ネット上でその動画が公開されて話題となった。この動画を紹介する大陸のテレビ番組で、コメンテーターの孔慶東北京大学教授はむしろ香港人が尊大であると非難し、香港は大陸からの観光収入と、水や食糧によって生存している、香港の「法治」は植民地の遺物であるなどとしたうえで、「香港人は犬」と述べたのである。これを知った香港市民にも反発が広がり、大陸からの観光客を食い尽くして去る「イナゴ」と罵倒するデモが頻発した。

政治・経済の両面で、香港に特権的な地位を与える「一国二制度」の前提が崩れてきたことに加え、ネットやメディアの普及・発達によって発言権を強める大陸の「民意」も香港に対して冷淡になり、「一国二制度」を理由とした特別待遇を継続することは、北京にとっても以前よりも困難になっていったのである。

3 「中国化」と香港の自由の現状

(1) 政治的「中国化」と自由への脅威

このような政治権力の構造変化に伴い、香港では返還以来「中国化」が進んできたとされる。それが最も顕著に進展している領域は、恐らく国有企業の新規上場が相次ぎ、人民元オフショアセンターへと変貌した経済の分野であるが、本論が対象とする政治と社会においても、「中国化」はさまざまな分野で進展した。

政治面で顕著なのは民主化の「中国化」である。中国政府は返還前、香港の民主化を返還後も継続することを約束していた。香港基本法は第45条で行政長官の、第68条で立法会の将来的な普通選挙化を「最終目標」と明記し、選挙方法改定の手続きについては付属文書で「行政長官の選出方法を改正する必要がある場合には、立法会全議員の3分の2の多数で可決し、行政長官の同意を得て、かつ全国人民代表大会〔全人代〕常務委員会に報告し、承認を求めなければならない」、「立法会の選出方法……に改正を行なう必要がある場合には、立法会全議員の3分の2の多数で可決し、行政長官の同意を得て、かつ全国人民代表大会常務委員会に報告し、記録にとどめなければならない」と規定していた。多くの者はこの規定を、香港で選挙方法の改定を議論し、立法会と行政長官の合意を得てから中央政府の判断を仰ぐものと理解した。しかし、2004年4月、全人代常務委は基本法を解釈し、上記条文の「改正する必要がある場合には」との一語は、改正の必要の有無を全人代常務委がまず判断するとの意味であると論じた。その後2007年、2012年、2017年の行政長官選挙について、全人代常務委は香港での立法手続きが開始される前に、「改正の必要性の有無」の判断と同時に、選挙方法のかなり具体的な枠組みについて「決定」を下すようになった。2007年選挙については、全人代常務委は2004年4月に「改正してもよいが、普通選挙は行なわない」との決定を下した。2012年選挙については、全人代常務委は2007年12月に「改正してもよいが、普通選挙は行なわない」と決定した一方、2017年に行政長官普通選挙を実施してもよいと決定した。これを受けた2014年8月31日の全人代常務委の決定は、2017年の行政長官普通選挙においては、親北京派が多数を占める「指名委員会」が候補者を事前に2—3名に絞ることを決定し、普通選挙への民主派の出馬を事実上不可能とした。これが「雨傘運動」の発生を招いた「8.31

第1表 報道の自由調査(香港記者協会、2014年)

	市民	メディア従業員
メディアが香港政府批判を躊躇する	5.3	5.8
メディアが中央政府批判を躊躇する	5.6	6.5
メディアが大財閥批判を躊躇する	5.3	6.2
メディアが自己検閲する	5.6	7.0
メディアの経営者・管理職が職員に圧力をかけ、編集・取材の自由に影響する	6.1	6.9
記者が取材の際、脅迫される	5.2	5.5
メディアが報道に必要な情報を得るのに困難が生じる	5.4	6.0

(出所) 香港大學民意研究計劃『新聞自由指數調查2014數據匯集』、2015年3月、3-4ページ。

決定」である。2004年の基本法解釈以降、中央政府は民主化問題の主導権を完全に掌握し、普通選挙が西欧型あるいは日本や台湾のようなデモクラシーとして実施される可能性はほぼ閉じられた。イギリスが1980年代に開始した香港の民主化の「中国化」である。

同様に問題視されるのはメディアの「中国化」である。香港の主流メディアの大部分を、大陸と商業上その他の関係がある財界人が所有している。彼らは中国大陸でのビジネスのみならず、年々存在感の強まる中国系企業からの広告収入に配慮して、中央政府批判を控える「自己検閲」を行なうとされる。第1表は香港記者協会が香港大学と行なった2014年版「報道の自由調査」の結果の一部である。各項目について、そのような事態が「まったく生じていない」と考える者は0点、「きわめて普遍的である」と考える者は10点として点数評価を求め、回答者が与えた点数の平均点が示されている。調査対象は市民とメディア従業員であるが、実際にメディアで働いている者のほうが、より厳しく現状を評価している。

香港記者協会は返還後毎年『言論自由年報』を発行しているが、最新の2014年版は「報道の自由は陥落寸前、急を告げる(新聞自由 危城告急)」との副題を付した。年報は『明報』前編集長襲撃事件、解雇や異動、広告の掲載とりやめによる圧力などを挙げ、「過去数十年で最も暗い一年となった」と論じた⁽¹⁶⁾。

また、観光客の大量流入は、香港の市街全体を「中国化」させた。暴騰する家賃に耐えられずに撤退した商店のあとに、大陸からの観光客向けの貴金属や化粧品類を商う商店が入るとい現象が全香港で相次いだ。香港政府の統計では、2004年から2013年の間に、化粧品・健康用品を商う商店の数は1500%も激増した⁽¹⁷⁾。「雨傘運動」の際に占拠された九龍の繁華街・旺角では、占拠されたネイザン・ロードの一区間63の店舗のうち39軒が貴金属や高級時計・宝飾品を商う店であったという⁽¹⁸⁾。言うまでもなく、これは経済の構造変化に伴う香港自身の変化であり、中央政府が香港の市街を「改造」する政策を執行したわけではない。しかし、街頭に観光客があふれ、観光客に奉仕する商店が地元民向けの商店を駆逐するという現象は、香港市民に対し、最終的には自由と民主にも繋がる、多様性と自主性の喪失という危機感を与えたのである。

(2) 「中国化」の限界

しかしこれらから、返還後の香港社会で全面的に「中国化」が進んだと断じるのは早計で

第2表 返還後の立法会での民主派の勢力

		民主派	親政府派	合計
1998年	普通選挙	15	5	20
	職能別選挙	5	25	30
	選挙委員会	0	10	10
	合計	20	40	60
2000年	普通選挙	16	8	24
	職能別選挙	5	25	30
	選挙委員会	0	6	6
	合計	21	39	60
2004年	普通選挙	18	12	30
	職能別選挙	7	23	30
	合計	25	35	60
2008年	普通選挙	19	11	30
	職能別選挙	4	26	30
	合計	23	37	60
2012年	普通選挙	18	17	35
	職能別選挙	9	26	35
	合計	27	43	70

(出所) 筆者作成。

第3表 各年職能別選挙(「伝統職能別選挙」*)での民主派議席獲得枠

選挙実施年	民主派が議席を獲得した枠
1998年	教育界、法律界、衛生サービス業界、社会福祉業界、IT業界
2000年	教育界、法律界、衛生サービス業界、社会福祉業界、IT業界
2004年	教育界、法律界、会計界、医学界、衛生サービス業界、社会福祉業界、IT業界
2008年	教育界、法律界、衛生サービス業界、社会福祉業界
2012年	教育界、法律界、会計界、衛生サービス業界、社会福祉業界、IT業界

(注) *2012年に新設された「区議会(第二)」の5議席中3議席を民主派が獲得しているが、同枠は「職能別選挙の他の枠で投票権のない全有権者」を有権者資格とする枠で、「伝統職能別選挙」と称される従来の枠とは区別するのが一般的である。

(出所) 筆者作成。

ある。「一国二制度」の下、香港には「中国化」の影響が比較的軽微な領域も存在するからである。政治面では、中央政府と対立する民主派が健在である。第2表のとおり、民主派は返還後の立法会で常に3分の1以上の勢力を維持してきた。これは先述の基本法の規定に照らして、3分の2の賛成を必要とする選挙制度改革案を否決できる勢力ということとなる。

普通選挙枠では従来民主派が強大な勢力を誇ってきたが、返還後は選挙制度の変更もあり、親政府派の勢力伸長を許している。しかし民主派は常に55%以上の票を集めている。一方、職能別選挙は制限選挙であり、有権者は財界人を中心とした20万人余りに限られている。民主派には不利であるが、第3表のとおり、特定の枠では民主派が常に議席を得ている。

この表から民主派の支持層が浮かび上がる。学校教師や大学教員、弁護士や裁判官、看護師・薬剤師・医療技師、ソーシャルワーカーなどは、安定して民主派候補を当選させている。会計師や医師、IT関係者なども時に民主派を当選させる。これ以外の、「商業界」・「工業界」・「金融業界」・「保険業界」など財界経営者中心の枠はすべて親政府派が当選するが、特にエリートの専門職に政府支持が広がっていない。そういった人々のなかには、著名な弁護士や大学教授など、言論界で影響力をもつ者が少なくない。

それでは彼らに言論発表の空間はあるか。先述のとおり、主要メディアの多くが政府批判を「自己検閲」する傾向が指摘されているが、鋭い政府批判を売り物にするメディアも存在し続けている。その代表格が日刊紙『蘋果日報』と週刊誌『壹週刊』である。両者ともアパレルメーカー「ジョルダノ」で財をなした黎智英が経営し、中国政府系企業や大財閥は広告を掲載しないが、主要メディアとして民主派寄りの多くの読者をつかんでいる。

また、言論空間としてはインターネットの存在も重要である。ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）のfacebookは中国大陸で使用を禁止されているが、香港では世界でも有数の普及度を誇る。facebookの調べでは、2013年第2四半期、毎月facebookを使うユーザーは430万人であった。ユーザーの割合は香港総人口の60.1%に達しており、60%の台湾、56.8%のアメリカ、22%の韓国、16.6%の日本を上回り世界一であった。そのうち290万人は毎日活発に使用している⁽¹⁹⁾。

「雨傘運動」期間中の2014年11月に香港中文大学の研究者が実施した調査では、時事や社会問題についての情報源として、運動に反対する者はテレビ（46.82%）、新聞・雑誌（33.98%）、ネットおよびソーシャルメディア（11.67%）をよく利用すると回答したのに対し、支持する者はネットおよびソーシャルメディア（40.72%）、新聞・雑誌（32.51%）、テレビ（19.16%）の順に使用していた。同研究では若者・高学歴者・中程度以上の収入の者がネットを多用していることも明らかになっている⁽²⁰⁾。メディアの「中国化」が進むとされる一方で、それとは異なる言論空間が依然存在しており、中央政府や香港政府と対立する人々は、それを今も利用しているのである。

（3）市民社会の抵抗力

そして、香港の市民社会には、反政府的な市民がネットなどの言論空間を活かし、さまざまな運動を組織して抵抗する能力がある。重要なのは、香港では現在も集会・結社・デモなどの自由が認められているという点である。

先述のとおり、香港には反乱等を禁ずる条例の制定を義務づける基本法第23条が存在し、この規定に基づいて2003年に「国家安全条例」の立法化が図られた。しかし、2003年7月1日の「50万人デモ」の結果、条例は廃案に追い込まれた。このデモにおいては、「一紙一誌二本のマイク（一報一刊両支味）」と称される『蘋果日報』、『壹週刊』と、人気司会者の鄭經翰と黄毓民のリスナー参加型ラジオ番組が、市民の参加を大いに促したとされる⁽²¹⁾。同時に、このデモではネットの影響力も話題となった。デモ発生から12年が経過し、その間にもネットの普及は大いに進んでいる。近年の香港のデモ・集会の規模は拡大傾向にあるが、その背景にはネット動員の力が存在する。

「50万人デモ」以降、中央政府は香港市民の「愛国心」を特に問題視した。主権は返還されたものの、「人心の祖国復帰」が進んでいないとの問題意識から、中央政府は民主化をめぐる議論において「香港を統治する者は愛国者でなければならない」との主張を繰り返し伝えた。2007年の返還10周年式典のために香港を訪問した胡錦濤国家主席は、香港政府に愛国教育の強化を求め、これを受けて香港政府は2012年秋から「德育および国民教育科」を必修科目として導入することを目指した。しかし、これに対して香港の中高生は「洗脳教育」との批判を強め、「学民思潮」という団体を結成し、ハンガーストライキや座り込みの大規模集会を続け、2012年9月8日に香港政府を同科目の導入撤回に追い込んだ。

このように、国家の安全を守る法律と、愛国心を育てる教育の双方を、香港市民は大規模な反対運動で挫折させてしまったのである。馬嶽は「自衛する市民社会 (Civil Society in Self-Defense)」という概念で香港社会の政治的な能力を形容している。返還後も香港では集会や表現の自由が維持されたため、抗議活動は頻繁に起こされた。自由の侵害を懸念させるような政府の動きに対しては、さまざまな社会団体が瞬く間に連合体を結成し、大規模な運動を展開して強く抵抗した。しかし、これによって政府に譲歩させることに成功すると、常勤の職員も制度化された組織ももたない連合体は団結を失い、さらに進んで政府に民主化の推進を求めるために十分な力を蓄えることができない。例えば2003年7月1日の「50万人デモ」では「民間人権陣線 (Civil Human Rights Front)」という民主派の連合体が結成され、国家安全条例を廃案に追い込んだが、それに続く民主化運動は成果を取められなかった。香港社会は自由の侵害への自己防衛には成功するが、改革を前進させる団結力はないのである⁽²²⁾。

おわりに：「雨傘運動」の評価と香港の自由

以上、香港の政治的自由と、それへの「中国化」の影響を検証してきた。中央政府の権力にはかつてのイギリス政府や香港政庁を縛ったような制約が利きづらく、経済面での中国の影響力増大に伴って、中央政府は香港の政界やメディアに大きな影響力を行使するようになり、社会の自由に対する脅威となっている。一方、香港社会には反政府的な価値観をもつ人々が多数存在し続けており、彼らを代弁するメディアやネットなどの言論空間も存在し続けている。そういった人々には香港社会のエリートが多く、言い換えれば、香港社会のかなり主要な部分を掌握することに、中央政府は成功していない。彼らが主体となって繰り返された抵抗運動は、中国政府の至上命題である「国家の安全」を守るための政策をすら、香港でたびたび挫折させてきたのである。現在も香港は「民主はないが、自由はある」体制を維持している。

この文脈から、最後に「雨傘運動」への評価を考える。「雨傘運動」も香港社会が繰り返してきた抵抗運動の一環として捉えることができよう。一連の「中国化」の「嵐」のなかで、「自由を抱きしめる」ために起こされたのが、「雨傘運動」であった。前節末で述べたように、2003年には「民間人権陣線」は7月1日デモで23条（国家安全条例）立法の廃案に成功した後、翌年の民主化要求に挫折したが、同様に、今回も2012年に「愛国教育」を撤回に追い込んだ中高生の組織「学民思潮」が「雨傘運動」の重要な一翼を担ったものの、「真の普通選

拳」の実現を中央政府に迫ることは成功しなかった。

一方、「自由」の側面において、この運動を通じて香港が失ったものはどの程度であるか。「雨傘運動」を招いた「8.31決定」に基づく行政長官選挙制度改革方法案は、2015年6月18日に立法会で否決された。民主化問題にひとつの区切りがついたことで、今後、政府が「雨傘運動」再発防止のための強硬策に出る可能性はある。運動関係者に対する処罰なども今後の動きであるが、運動に絡んで起訴された者は4月24日までに157人で、うち93件に判決が下り、24名は無罪、残りの者は罰金刑や、2日から半年程度の懲役刑である⁽²³⁾。裁判は今後も続くが、司法が独立した香港で大規模な人権侵害を疑わせるような政治的判決が下される可能性は高くない。いずれにしても、強硬策は強い反発を受けることが必至である。今後、中央政府・香港政府は、対香港政策においてそれを考慮することが必要であり、逆に「中国化」のペースを落とさざるをえなくなる可能性も小さくない。少なくとも4月13日、中国公安部出入境管理局は香港の要求を容れて、深圳住民に与えられていた、期間中無制限で香港に行けるマルチビザでの香港訪問を、週1回までに規制した。「雨傘運動」参加者の多くが求めている大陸からの観光客の規制は実現されたこととなる。

他方、中央政府が得たものは何か。運動をほぼ平和裡に収束させ、「8.31決定」を死守したことは成果と言えるかもしれないが、この決定に基づく選挙制度改革の法案が「雨傘運動」を経て強硬化した民主派の反対で否決された。その結果、普通選挙を前提とした「8.31決定」は空文化し、実質的な効果はなくなった。つまり、中央政府は今回、民主化論争という「国家の安全」の問題に決着をつけることはできなかったのである。「勝利」したとされる中央政府も、実は明確な成果を得たわけでもない。

運動に参加した当事者たちはこの運動をどう評価しているのか。「セントラル占拠運動」発起人の1人である陳健民香港中文大学教授は、運動は制度の変更を求めるという側面では0点であるが、市民を啓蒙し、市民社会を強固にするという点では200点をつけられると語っている⁽²⁴⁾。伯川星矢がインタビューした運動の参加者たちは、代償を払っても何も進まなかったとして未来が怖いと述べる者、香港市民の公民意識の覚醒にある程度成功した「段階的勝利」と評する者、社会を新しいステージに昇華させたと将来を楽観視する者と、多様な評価を下している⁽²⁵⁾。運動への評価を定めるには、中央政府・香港政府・香港社会の動向を、少なくとも今後数年は観察する必要があるであろう。2015年の区議会議員選挙と2016年の立法会議員選挙も重要な節目である。しかし、少なくとも、運動を香港社会の自由と「中国化」という角度からみれば、民主化運動の推進に失敗したという評価とは違った側面が浮上するのである。

(1) 『明報』2014年10月20日。

(2) 『明報』2015年2月6日。

(3) フリーダム・ハウスウェブサイト (<https://freedomhouse.org/report-types/freedom-world#.VRz5o8uJj4Y>、2015年4月2日閲覧) より。

(4) ロバート・A・ダール (高島通敏・前田脩訳) 『ポリアーキー』、岩波文庫、2014年、10ページ。

(5) Kuan Hsin-chi, "Power Dependence and Democratic Transition: The Case of Hong Kong," Sing Ming, ed., *Hong*

Kong Government & Politics, Hong Kong: Oxford University Press, 2003, p. 412.

- (6) Gavin Ure, *Governors, Politics and the Colonial Office: Public Policy in Hong Kong, 1918–58*, Hong Kong: Hong Kong University Press, 2012.
- (7) 邱永漢『1997香港の憂鬱』、小学館、1997年、26–32ページ。
- (8) 香港の政治体制、民主化の展開および返還後の政治状況については、倉田徹『中国返還後の香港——「小さな冷戦」と一国二制度の展開』、名古屋大学出版会、2009年を参照されたい。
- (9) 『明報』2015年3月16日。
- (10) 許家屯（青木まさこ・小須田秀幸・趙宏偉訳）『香港回収工作（上）』、筑摩書房、1996年、137–170ページ。
- (11) 民建連ウェブサイトより（<http://www.dab.org.hk/?st=1&t=1>、2015年4月20日閲覧）。
- (12) 工連会ウェブサイトより（<http://www.ftu.org.hk/zh-hant/about?id=12>、2015年4月20日閲覧）。
- (13) 例えば、返還直後の1997年8月1日に台湾の行政院大陸委員会が実施した民意調査では、「香港と似た方式で台湾を統治することは受け入れられますか」との問いに対し、86.8%が「受け入れられない」と回答した（行政院大陸委員会全球網より〔<http://www.mac.gov.tw/ct.asp?xItem=67600&ctNode=6153&mp=1>〕、2015年4月20日閲覧）。
- (14) 政府統計では、1999年を100として、2013年の住宅の販売価格指数は242.4、オフィスは409.8、小売り業用の物件は506.8と暴騰した（『香港統計年刊』、2014年版、227ページ）。
- (15) 『香港經濟日報』2015年3月9日。
- (16) 香港記者協会『新聞自由 危城告急：香港表達自由面對嚴重威脅：二零一四年言論自由年報』、2014年7月、3ページ。
- (17) 「“個人遊” 計劃」、立法會秘書處資料研究組『研究簡報』第6期（2014年5月）、8ページ。
- (18) 區家麟『傘聚』、天窗出版社、2014年、122ページ。
- (19) 『蘋果日報』2013年8月20日。
- (20) 香港中文大学の黄偉豪副教授および陳思恒研究助理による研究結果。『明報』2015年1月17日。
- (21) 黎佩兒「從基本法第23條的立法看香港媒體與公民社會：兼論澳門媒體與公民社會在第23條立法問題上的表現」、郝志東主編『公民社會：中國大陸與港澳台』、澳門大學八方文化創作室、2013年、261–272ページ。
- (22) Ma Ngok, *Political Development in Hong Kong: State, Political Society, and Civil Society*, Hong Kong: Hong Kong University Press, 2007, pp. 199–220.
- (23) 『星島日報』2015年4月29日。
- (24) 『明報』2014年12月9日。
- (25) 伯川星矢「香港が香港であり続けるために——香港と日本のハーフが見た雨傘革命」、遠藤誉ほか『香港バリケード——若者はなぜ立ち上がったのか』、明石書店、2015年、170–182ページ。

くらた・とおる 立教大学准教授
tkurata@rikkyo.ac.jp